

令和6年7回霧島市農業委員会定例会

日時	令和6年7月31日(金) 15時35分
出席農業委員 (17名)	2番 岡村 勝敏 3番 鎌田 陽一 (会長職務代理者) 4番 中園 真一 5番 上原 雄二 6番 清水 和子 7番 尾谷 光幸 8番 長崎 恵里子 9番 笹峯 久雄 10番 常盤 信一 11番 二月田 努 12番 竹ノ内 裕子 14番 相良 悟 15番 肥後 亮子 16番 東鶴 昭雄 17番 山之内 悟 18番 今村 浩一 19番 槐島 睦夫 (会長)
欠席委員 (2名)	1番 有村 祐亮 13番 中村 優志
事務局 振興農地グループ	事務局長 池田 康一郎 グループ長 秋窪 貴洋 サブリーダー 横山 伸一 サブリーダー 剥岩 泰三 主任主事 富田 真宏 主事 福迫 和真
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転)及び農用地利用集積等促進計画(中間管理権設定)の意見決定」について 2 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3 「農業振興地域整備計画の一部変更(除外・編入・用途区分変更)申出の意見決定」について 4 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 5 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

開会 午後15時35分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和6年第7回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は17名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]

議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は7番委員と8番委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終了しました。それでは議事に入ります。

△ 議案第1号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」について

議長（会長）	議案第1号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」について議題といたします。農用地利用集積計画案等を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転5件、利用権設定108件、中間管理権設定9件、合計122件について、市長から意見を求められております。また、農地法第18条第6項の解約通知が23件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、事務局へ一括して報告を求めます。
事務局	議案第1号「農用地利用集積計画（案）及び農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転5件、筆数29筆、面積60,537㎡。利用権設定108件、筆数225筆、面積299,958㎡。農地中間管理事業の推進に関する法律の中間管理権設定9件、21筆、22,593㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしており、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等がございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、承認することに決定し、その旨を市長に答申します。

△ 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が14件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、溝辺1を7番委員。
7番委員	2号1番。申請地は中野公民館の東に位置し、現況は、まだ不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。なお、この方は横川に住宅を所有しており農機具等はそこで管理し、住所も近日変更予定である。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分2、3を3番委員。
3番委員	2号2番3番をつづけて報告します。 2号2番。申請地は広瀬生活改善センターの南東に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、

	<p>必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号3番。申請地は大廻体育館の東に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分4を10番委員。
10番委員	<p>2号4番。申請地は市営大津団地の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分5を17番委員。
17番委員	<p>2号5番。申請地は国分南中学校の東に位置し、現況は田であり、申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人6を12番委員。
12番委員	<p>2号6番。申請地は隼人松永地区公民館の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人7、8を13番に代わり3番員。
3番委員	<p>2号7番8番を13番委員に代わり報告します。</p> <p>2号7番。申請地は真孝西集会所の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号8番。申請地は原公民館の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺9を9番委員。

9 番委員	2 号 9 番。申請地は論地地区自治公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川 10 を 2 番委員。
2 番委員	2 号 10 番。申請地は下植村公民館の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島 11、12 を 4 番委員。
4 番委員	2 号 11 番 12 番をつづけて報告します。 2 号 11 番。申請地は永池自治公民館の西に位置し、現況は不耕作地であるが耕耘可能な土地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは5名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2 号 12 番。申請地は川北自治公民館の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山 13、14 を 19 番に代わり 15 番委員。
15 番委員	2 号 13 番。申請地は大廻地区公民館の北東に位置し、現況は畑、果樹園である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2 号 14 番。申請地は砂走公民館の西に位置し、現況は畑で杉の苗木である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
19 番委員	2 号 14 番を補足説明します。植林のように見えますが穂をとるための木であり、きれいに整理されてありました。
議長（会長）	調査員からの報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕

議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。
--------	------------------------------------

△ 議案第3号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が6件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。 まず国分1を7番委員。
7番委員	3号1番。申出地は春山公民館の北西に位置し、現況は農業用倉庫があります。なお、昭和42年頃農業用倉庫を建ててしまったという始末書が添付されている。用途区分は農用地区域の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は農業用倉庫2棟が建っているため、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分2を3番委員。
3番委員	3号2番。申出地は野口生活改善センターの北西に位置し、現況は駐車場である。なお、年月日不詳に駐車場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするものであり既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分3を10番委員。
10番委員	3号3番。申出地は新町生活改善センターの西に位置し、現況は不耕作地である。なお、昭和63年11月頃に造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり計画性も妥当であることから実現は確実であると思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人4を5番委員。
5番委員	3号4番。申出地は大津公園の北に位置し、現況は不耕作地で一部資材置場である。なお、平成5年に資材置場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場、倉庫1棟、通路、車両置場を建設するものであり、計画性も妥当であることから実現は確実であると思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺5を1番に代わり11委員。
11番委員	3号5番。申出地は切明公民館の北東に位置し、現況は山林である。なお、平成6年2月頃植林をしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、既に実行済みであります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺6を14委員。
14番委員	3号6番。申出地は市営原村団地の東に位置し、現況は畑ある。農地区分は第3種農地の都

	市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設にすることであり、計画性も妥当であることから実現は確実であると思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの報告が終了しましたが、ご意見、ご質疑等は何かございませんか。
19 番委員	溝辺 5 について、山林転用について一部畑が残るように見えるが問題ないか。
11 番委員	代理での報告であるので詳細は不明です。
事務局	畑が残るように見える部分の地目は山林であり、山林を一部畑として使用していたもので問題はないものと思われます。
19 番委員	分かりました。
議長（会長）	他にご意見、ご質疑等は何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は承認することに決定しました。つきましては、8 月 5 日 開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取をいたします。

△ 議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 16 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1、2 を 7 番委員。
7 番委員	4 号 1 番 2 番をつづけて報告します。 4 号 1 番。申請地は剣之宇都公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、温泉宿泊施設 10 棟と駐車場を建設するものであり計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4 号 2 番。申請地は国分南中学校の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、建売住宅 4 棟と通路を建設するものであり計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分 3、横川 4 を 9 番委員。
9 番委員	4 号 3 番 4 番をつづけて報告します。 4 号 3 番。申請地は国分南中学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は事務所兼貸家 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4 号 4 番。申請地は野坂公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は農用地内

	<p>農地の農地利用計画指定用途に該当するものと思われる。転用目的は牛舎3棟、堆肥舎1棟、看視舎1棟、ロール置き場、調整池、作業路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地は5条許可地の8,256㎡を一体利用するもので、全体計画面積は14,019㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分5から7を10番委員。
10番委員	<p>4号5番から7番までをつづけて報告します。</p> <p>4号5番。申請地は国分中学校の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地の宅地498.96㎡を一体利用するもので、全体計画面積は633.96㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号6番。申請地は国分駅の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地造成をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号7番。申請地は新町生活改善センターの西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の宅地48㎡を一体利用するもので、全体計画面積は477㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人8を5番委員。
5番委員	<p>4号8番。申請地は大津公園の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく、隼人9、10を12番委員。
12番委員	<p>4号9番。申請地は日当山小学校の北東に位置し、現況は造成済である。なお、平成29年頃5条許可申請を受け車庫を建ててあったそうですが撤去済みの状態、地目変更していなかったという経緯書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号10番。申請地は三田坪公民館の東に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲5区画、道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般</p>

	基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、隼人 11 から 15 まで 13 番委員に代わり 3 番委員。
3 番委員	<p>4 号 11 番から 15 番までを 13 番委員に代わりつづけて報告します。</p> <p>4 号 11 番。申請地は野久美田公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場、貸車両置場及び通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4 号 12 番。申請地は野久美田公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4 号 13 番。申請地は富隈小学校の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 3 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地 691.2 m²を一体利用するもので、全体計画面積は 832.2 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4 号 14 番。申請地は人権啓発センターの南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4 号 15 番。申請地は浜之市団地の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺 16 を 9 番委員。
9 番委員	<p>4 号 16 番。申請地は別府公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は工事用駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和 6 年 8 月 6 日から令和 9 年 8 月 5 日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画であるため妥当だと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、何かご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、8月5日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取をいたします。

△ 議案第5号 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	議案第5号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条事業計画変更承認申請が1件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、横川1を9番委員。
9番委員	5号1番。申請地は野坂公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は牛舎3棟、堆肥舎1棟、看視舎1棟、ロール置場、調整池、作業路を建設するものである。農地区分は、農用区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当するものと思われる。周辺農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲に農地はあるが特に問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較し同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため事業計画変更については、やむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定しました。 以上で、令和6年第7回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。 次に、「その他」はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ないので、以上で令和6年第7回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 午後16時20分